



こども食堂と社会の貧困 ～共生社会の実現を目指すために

公益社団法人神奈川県社会福祉士会

会長 山下 康

こども食堂が全国各地で賑わっている。こども食堂とは、ご飯を食べられない子どもや家で孤食している子どもたちが、安心しておいしいご飯を低料金や無料で食べられる、そんな居場所の事である。全国各地のこども食堂が参加するネットワークには首都圏を中心に73か所の参加があるといい、これからもどんどん増える勢いである。おいしい食事を食べるという事を通じて、子どもたちの居場所ができ、地域のつながりを作り出し、様々な立場の人がかかわれる新しいコミュニティの仕組みが誕生したと言えるだろう。

ところで、私たちはこの現象をどう捉えたらいいのだろうか。賑わいの背景には、家庭の貧困、養育放棄、子どもの虐待、ネグレクトなど子どもたちが生きづらい事実が存在するのではないだろうか。そういうことを、子どもたちの笑顔からその本質を読み取らなければ福祉の専門家とは言えない。様々な形の居場所を通じて、子ども達が住む場所で見守り育て、子どもの貧困に大人たちが真剣に向き合っていく必要があると思う。ここに関わる人と人をつなぐ、関係づくりの場にしていくような働きかけも大切だ。

最近のマスコミ報道によると、児童相談所が把握した子ども買春や子どもポルノ被害者の3人に1人が、知的障害や発達障害などの何らかの障がいがあるか、その境界域とみられることが厚生労働省の調査で分かったとあった。

生活課題や取り巻く環境の説明からは「親子関係が不調」「家出や無断外泊」「不登校」「ひとり親家庭」などの文字が躍る。こういった理由から逆に私たちは解決策の手掛かりをつかまなくてはならない。助けて!と心の中で叫んでいる子どもたちの心の声が聞こえなくてはならない。それほど感性を私たちは持ち続けているのだろうか。感性は磨か

なければ錆びてしまう。そういうものだ。子どもたちの安全地帯が今、絶対的に必要だ。

私たち社会福祉士は、社会で暮らしている皆さんにとってとても身近な専門職だと思いたい。しかし私たちの周りで何ら接点がないまま孤立死や孤独死、自殺など子どもが命を失う事件に至ってしまう悲惨な事例が多い現在、もっともっと関わりを前面に出していかななくてはならない。住み慣れた場所で、いつものとおりの落ち着いた生活スタイルをできるだけ長く続けていきたいと思うのは、ほとんどすべての人の願いであろう。どんな生活困難な状態であっても、排除されることなく社会生活が送れる共生社会の実現をめざし、こども食堂の益々の展開を望みたい。そして決して、こども食堂へ出入りしていることを理由に、新たな差別が繰り広げられてはならない。私たち社会福祉士は県民の皆さんと一緒に、暮らしやすい社会を作っていくための努力を続けていきます。私たちおとな一人一人が子どもを守り育てる社会を目指して。

CONTENTS

- 02 県士会の取り組み
- 04 障害者差別解消法がスタートしました!
- 06 理事会報告
- 08 公開講座&研修会・情報コーナー・編集後記



生活困窮者支援ネットワーク委員会

私ども委員会は、地域の中で生活課題を抱えた生活困窮者を早期に発見し経済的困窮と社会的孤立から脱却し再び生活困窮に陥らないように支援する事を目的としています。そして生活困窮者の為に、より良い相談支援が行える様に、支援者を育成し社会に向けて啓発活動を行っております。

- ① 県央地区にて、インターネットカフェやマンガ喫茶等への巡回相談を行っております。
- ② 県士会の受託事業である「かがやき広場」「はばたき」「ワークせせらぎ」を側面から支援しております。
- ③ 生活困窮者支援の為にスキルアップ講座や、県民向けの無料法律相談会等を開催します。



講演：「生活困窮者支援制度を知ろう」
 平成27年8月29日（土）参加者129名
 厚生労働省社会援護局地域福祉課
 生活困窮者自立支援室 高橋英之氏



「無料相談会と多重債務・過剰債務 講座」
 平成27年12月23日（祝）小田原市民会館
 無料相談会：相談者4名、講座：参加者51名
 講師：法テラス神奈川 副所長 上村正行氏

神奈川県社会福祉士会受託事業

① 生活保護社会的居場所づくり事業・居住の安定確保支援事業「かがやき広場」

神奈川県小田原保健福祉事務所と厚木保健福祉事務所から受託し、2つの事業を実施しています。社会から孤立しがちな生活保護受給者に対して、生活意欲の向上や地域社会とのつながり作り、安定した住居の確保・家計運営に向けた支援を行う事業です。

☆社会的居場所づくり事業（日常生活上の相談、日常生活支援、社会貢献活動の機会の確保、健康管理に関する支援、居場所づくりー料理教室などのサロン活動ー）

☆居住の安定確保支援事業（公営・民間住宅入居に関する支援、代理納付等に関する支援、居住の安定のための支援）



料理教室 サロン活動（小田原地区）



地域清掃活動の様子（厚木地区）

②一時生活支援事業「はばたき」

生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業として、相模原市から受託した事業です。

失業等で居所を失うなど様々な状況を抱え、緊急一時的な居場所が必要な者に対して、一時的な宿泊場所、食料品や日用品を提供し、個々の生活実態等に応じて課題解消に向け、生活・健康面への援助や就労支援を行うと共に、安定した居宅生活の確保に向けた支援等を行い、自立推進する事を目的としています。

対象者は、市内の一定の住居を持たない生活困窮者であり、原則3ヶ月の間に様々な課題を解決し、就労などの自立を目指す支援をしています。



居室



食堂・談話室

③秦野市生活保護受給者就労準備支援事業「ワークせせらぎ」

2015年度から秦野市より受託された事業で、今年度からは就労準備支援事業になりました。

様々な理由で長期にわたって離職するなど、ハローワーク等の活用によっても就労に至らない生活保護受給者に対して、自立した生活が営めるように、日常生活上の相談や就職活動に関する相談、ボランティア等機会の提供を行うことで、就労意欲の喚起や、必要な知識・技術の習得を目指します。現在、就職活動の環境整備、就職活動内容を確認する中で必要な助言の提供、ボランティア機会の提供を行っています。

今後就労準備のために、職場見学や職場体験などの場も提供する予定です。皆様の中で、秦野近隣の福祉施設等の見学やボランティア活動ができそうという情報がありましたら、ぜひお寄せください。

生涯研修センター（研修委員会）

●今年度の活動

基礎研修や共通基盤研修、倫理綱領研修、実践発表大会を行うほかに、来年度をめどにスーパービジョン体制づくりのための検討を行っていきます。

また多くの実務者の方に、認定社会福祉士になっていただけるような研修体系の検討も継続的に行っていく予定です。

●研修委員を募集

研修委員を募集しています。

研修委員は、基礎研修をはじめ、社会福祉士であればどの職域でも必要な知識や技術を学ぶ機会を提供するために、多くの研修の企画運営をしています。

一部を除いて、委員として参加することで、通常研修に参加するよりも、おトクに参加することができますし、行いたい研

修を企画することも予算の範囲で可能です。

ぜひ一緒に研修を作ってみませんか？

●基礎研修講師募集

基礎研修の講師ができる方を募集しています。講師が可能な方には要件があります。

募集のお問い合わせは、事務局までお願いいたします。



障害者差別解消法が

スタートしました!

横浜支部 江原 顕

2016(平成28)年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。ここではその制度について紹介します。



1 制度の概要

障害者差別解消法は2013年にできたもので、その後施行までの準備のため、約3年間で費やされたこととなります。この間、国から基本方針や、役所の職員が取り組むための対応要領、民間の事業者が取り組むための対応指針が示されました。各自治体も努力義務として職員が取り組むための対応要領を作り、普及啓発などを行ってきました。

制度の趣旨としましては、まず①不当な差別的取扱いの禁止と②合理的配慮の提供を謳っています。これらは、国や自治体にとっては当然守るべき法律義務ですが、事業者にとっては②は努力義務となっています。

①不当な差別的取扱いの禁止とは、役所や事業者が、障害のある人に正当な理由もなく、障害を理由に差別してはならない、ということです。②合理的配慮の提供とは、役所や事業者は、障害のある人から社会的な障壁への対応を求められた際に、負担が重過ぎない範囲で対応する、ということになっています。

なお、この法律の「障害者」は障害者手帳を持

たない人も含んでおり、「事業者」にはボランティアグループも含んでいます。

また、自治体には、相談や紛争の防止のための体制を整備し、啓発活動を行うことが求められています。地域の実情に応じた対応をするための「協議会」も設置できます。

これまで、とすると、障害のある人は差別を受けても、「自分が悪いのでは」「自分が黙って受け入れていれば収まるから」といった気持ちで明確に反対することができず、結果として差別が助長されていました。周囲の人も、他人のトラブルに口を出しづらい雰囲気があったことでしょう。

しかし、法律ができた以上は、当事者は堂々と声を上げることができ、周囲の人も堂々と意見を言えるようになることが期待されます。とはいえ法律を盾にして、差別した側を責めることで、対立が固定化し、感情が引きずる結果になってしまったりはいけません。法律の下で、建設的な対話を粘り強く続けることが求められます。



2 背景・経緯

差別解消法ができた国際的な背景ですが、2006年に国連で「障害者権利条約」が採択され、日本もすぐ2007年に署名しましたが、その後なかなか批准できませんでした。

なぜかという、主に障害のある当事者団体が反対したからです。当事者団体は、批准の前に法整備を十分行うこと、またその際に当事者が参加することを求めたのです。

そこで、政府と団体との意見交換が繰り返され、2011年に障害者基本法改正となり、差別禁止法制定の議論を経て、言葉はやや丸くなりましたが差別解消法として2013年に成立しました。これを受けて翌年、日本はようやく障害者権利条約を締結したのです。

障害者権利条約は、社会により制約を受ける人を障害者とする「社会モデル」の考え方や、障害者に特別の権利を与えるものではないという考え方に立っています（その意味で積極的是正措置である障害者雇用率制度を打ち出している障害者雇用促進法とは異なります）。したがって、差別解消法もこの考え方に立つものと言えます。

3 自治体の取組例

差別解消法による自治体の取組の例としては、兵庫県明石市の、合理的配慮の提供を支援する助成制度が挙げられます。事業者や団体に対して、点字メニューなどコミュニケーションツールの作成や、スロープなどの工事にかかる費用を助成するものです。

横浜市では、全区役所にタブレット端末を置き、別の場所にいる手話通訳者が端末を通じて対応できるようにするとともに、モデルの2区役所には、週2日、手話通訳者を配置しています。

制度は始まったばかりであり、社会的障壁もケースバイケースですから、合理的配慮も多様な方法が考えられることでしょう。

4 社会福祉士として

私たち社会福祉士は、事業者や役所の職員として差別を行わないよう自らの姿勢や言動に普段から注意することが必要です。

まだまだ一般的には、障害のある人への差別が日常茶飯事と言ってもいい状況です。差別解消法成立から施行まで約3年間ありましたが、国や自治体による啓発は十分とは言えません。それどころか施行直後、障害者総合支援法の改正案について審議する国会の委員会において、筋萎縮性側索硬化症患者の出席が拒否されるという事態が起きてしまいました。

そこで社会福祉士としては、法律の趣旨や背景を理解した上で、一人ひとりが差別解消の推進者として、障害のある人の社会的障壁を除去し、差別のない社会の実現のために、社会への啓発や障害のある人の権利擁護に一層努めることが望まれるでしょう。

<理事会報告>

◆平成27年度 第10回理事会 平成28年2月14日(日) 15時～17時15分 社会福祉会館2階第2会議室

議長山下会長、理事出席14名 議事録署名人:一色理事・松下理事、江原監事

<審議事項>

第1号議案 入退会審査について 承認

第2号議案 2016年度神奈川県社会福祉士会事業計画案について

事業計画に会員からの意見も反映されるよう山下会長より、本会ホームページ上にも掲載し会員から何か意見があれば、次回の理事会で事業計画反映について検討をするとの提案があった。 承認

第3号議案 公益社団法人神奈川県社会福祉士会規則類改正案について

謝金支払基準改正案について承認され、2016年度4月1日以降に適用されることとなった。 承認

第4号議案 生活保護等の自立支援事業(受託)の事業所名称の変更について

一時生活支援事業 はばたき、と改める。就業規則の記載も改正する。 承認

第5号議案 成年後見人養成研修修了者について 承認

第6号議案 2016年度地区コーディネーターの委嘱について 承認

第7号議案 ばあとなあ神奈川後見人候補者名簿登録状況及び後見人候補者推薦の状況について 承認

第8号議案 神奈川県災害福祉広域支援ネットワーク(仮称)への参加意向について

対応については会長が情報収集をおこない検討する。 承認

<協議事項>(各協議事項について了承)

①苦情に対する対応の実施規則改正案 ②事務所移転 ③「3・11を忘れない」イベントブース出展

<報告事項>(各報告事項について了承)

①児童問題講演会(講師水谷修氏)その他の企画の進捗状況 ②会計12月分までの進捗状況

③各推薦後援状況 ④2ヶ月報告(12月分・1月分の各事業部支部) ⑤第9回理事会議事録 ⑥代議員繰り上げ

⑦委託事業の進捗状況

◆臨時理事会(第11回) 平成28年3月8日(火) 18時30分～20時50分

議長山下会長、理事出席12名、議事録署名人:吉田理事・一色理事、江原監事

<審議事項>

第1号議案 入退会審査について 承認

第2号議案 2016年度神奈川県社会福祉士会事業計画予算案について 承認

本年度重点事業4本の柱の案について、本会のホームページにも掲載し会員に確認をとる期間を設定したが特段の意見がなかった。

第3号議案 ばあとなあ神奈川後見人候補者名簿登録状況について 承認

第4号議案 神奈川県社会福祉士会基準案について 一部訂正後承認

<協議事項>

①会館問題に係る会館内団体調整会議 ②神奈川県災害福祉広域支援ネットワーク参加
次回理事会での継続審議とする。

②HPについて3月中にアップし、年度内に説明会、4月に入って再度の説明会を行う。

<報告事項>

①児童問題講演会・法律相談会等企画の進捗状況 ②会計1月分までの進捗状況 ③各推薦後援状況

④第10回理事会議事録 ⑤委託事業の進捗状況

◆臨時理事会(第12回) 平成28年3月28日(月) 19時～21時

議長山下会長、理事出席14名、議事録署名人:井上理事・内藤理事、江原監事

<審議事項>

第1号議案 災害ネットワーク参加(前回理事会継続審議事項)について 継続審議

第2号議案 権利擁護・成年後見事業(ばあとなあ神奈川)における名簿登録審査について 承認

第3号議案 任意後見マニュアル案について 議案としての取り扱いは取り下げ

第4号議案 フレックス細則改正案について 承認

<協議事項>(各協議事項了承)

①2016年度理事体制 ②2016年度理事会日程と引継ぎ・役割分担決めのスケジュール

③会館問題

<報告事項>(各報告事項了承)

①獄窓記講演シンポジウム実施報告 ②会計2月分の進捗状況 ③各推薦後援状況

④臨時理事会(第11回議事録) ⑤委託事業(2016年度受託の状況)

2016年度 代議員総会報告

2016年6月11日(土)13~15時 ウィリング横浜126・127にて代議員総会を開催いたしました。審議事項について承認されました。

出席 代議員54名のうち出席32名、委任状18名、欠席4名、議長猪又康行氏・田中幸治氏

来賓 公益社団法人成年後見センターリーガルサポート神奈川県支部副支部長神谷様、神奈川県精神保健福祉士協会会長池田様、一般社団法人神奈川県医療ソーシャルワーカー協会会長水野様、特定非営利活動法人神奈川県介護支援専門員協会理事長成田様

【審議事項】

2015年度(公社)神奈川県社会福祉士会事業報告案について
2015年度(公社)神奈川県社会福祉士会決算報告案について

第3期(2016年度2017年度)(公社)神奈川県社会福祉士会役員について(下記*参照)

【報告事項】

2016年度(公社)神奈川県社会福祉士会事業計画について
2016年度(公社)神奈川県社会福祉士会予算について

<講演会>総会終了後17時まで

テーマ:「障がい者刑事弁護における弁護士と社会福祉士の連携」について

講師:弁護士 徳田 暁氏(法律事務所 インテグリティ)

*第3期理事は次の通りです。

会長:山下康 副会長:小島操子 吉田勝利 隅河内司
平岡祐二 菅野善也 石橋正道 瀬戸知樹 一色茂雄
別府政行 鈴木真理子 浅見尚孝 菅野清 金峻基
谷川謙 中丸一郎 (16名)

今年もよろしく「組織向上委員会」。

社会福祉士を目指す人、なりたての人に社会福祉士の魅力を知ってもらおうと実施している「たまひよくらぶ」を5月13日に海老名市で、5月21日に藤沢市で交流を深めるイベント(「BBQ大会」等)を開きました。運営は組織向上委員会が行っています。委員は各支部から2名ずつ選ばれており、企画を打ち合わせする定例会をおもに日曜日午前中に開いています。委員の二藤部義博さんに聞きました。

「ゆったりとした時間にもかかわらずほとんどの委員が休まずに参加しています。それほど“熱い”理由は、みんなが“どうしたらもっとよくなるか”を真剣に考えているから。心が一つになっていることをいつも感じています。そんな仲間が自慢で大好き。こだわっているのは“楽しむ気持ち”です。

活動に参加してくれた人の“また来たい”という声を大切にしたいです。どんな人でも始まりは“出会い”から。皆さんも楽しくつながってみませんか(二藤部さん)。次回の「たまひよ」は7月に川崎市で予定されています。



参加者の声

藤の実

小早川 有子

現在、私は在宅の介護支援専門員として働いています。日頃から担当のご利用者の方々のニーズが介護保険だけではなく、障害や医療など幅広く多岐にわたっていることを痛感していました。社会福祉士になれば、福祉全般の知識を得られ、見聞を広められると考え、受験を決意しました。

第28回の試験で合格し、合格のついでに、“たまひよ”のことを知りました。ネーミングがかわいく目を引いた為、興味がわき、今回5月13日の“たまひよ”に初めて参加させていただきました。

会には、様々な職場の方がいらっしゃるの、普段の仕事では、知り合えない方と交流することができ、限られた時間でしたが、先輩社会福祉士やひよこ社会福祉士の方々から、楽しい話や福祉に対して熱い想いを聞くことができました。

社会福祉士になったばかりのひよこの私でもすぐできることは、色々な会に参加して、人の輪を広げて情報を得ることだと思います。そして、まわりの人から受ける刺激で、社会福祉士として、勉強をしていく力を得ることだと考えます。

はじめてのことで、参加にはちょっと勇気が必要でしたが、大変有意義に過ごすことができました。改めて、“知は力なり”、“人脈は、力である”と感じました。

これからも、勉強を重ねてケアマネや社会福祉士としてだけじゃなく、人としての厚みを増していきたいと思っています。(体の方はスリムでいたいものです♪笑)



月	日	開始時間	終了時間	研修・講座等	概要	場所	主催	対象	費用
8	7	14:00	16:30	「貧困率16%の日本」 (仮題) ～地域での支援と これからの社会～	講演会 講師：元沖縄大学長社会学者 野本 三吉氏、 寿日雇い労働者組合 近藤 昇氏	横浜市鶴見区 福祉保健活動拠点	横浜支部	一般	無料
8	20	14:00	16:00 (終了後 BBQ 懇親会有)	見学会	高橋健一さん(翔の会特別養護老人 ホームゆり・前施設長)の活動から 「共生社会、障害者、高齢者支援、 環境、介護人材育成等について」	茅ヶ崎環境文化 研究所	湘南東支部	会員	無料 (BBQ 懇親会は 2,000円)
9	2	18:30	20:30	川崎支部 研修会	【講演内容】 生活保護申請時の問題点・課題 ～生活保護をどう活用するか～ 【講師】 行政関係者	川崎市総合福祉 センター(エポック なかはら)7階 大会議室	川崎支部	社会福祉 士会会員 またはそ の紹介者	無料
9	3	夕方 (基礎研修I でお知らせ します)	未定	先輩社会福祉士に 聞く	基礎研修I中間課題のための 研修会 語り手：佐藤裕子氏 (児童福祉・成年後見)	横浜市西区福祉 保健活動拠点	横浜支部	基礎研修 I受講者	無料
9	11	10:00	12:00	横浜支部地域連絡会 の集い	横浜支部地域連絡会の 活動報告と交流	神奈川県社会福祉 会館会議室(予定)	横浜支部	地域連絡 会の活動 に関心 のある方	無料
9	11	13:00	16:00	ソーシャルワーク講座	「ソーシャルワーク実践とは何か」 講師：菊池健志氏 (実践ソーシャルワーク塾塾長)	神奈川県社会福祉 会館会議室(予定)	横浜支部	社会福祉士	(未定)
10	未定	未定	未定	コミュニティソーシャル ワーク実践講座・ 1日目	実際の地域と活動(福祉出前講座) を対象とした体験・参加型研修 講師：西川ハンナ氏(東京未来 大学こども心理学部准教授)	横浜市港南区内	横浜支部	社会福祉士および コミュニティ ソーシャルワーク に関心があり、 相互に学び合う 参加型研修に 賛同する方	8,000円

生涯研修センターよりお知らせ

9月3日、9月4日に、共通基盤研修を行います。

具体的な共通基盤の分野に関しては、詳細が決まり次第、神奈川県社会福祉士会ホームページ上で記載させていただきますので、こまめにご確認いただきますようお願いいたします。

基礎研修に関しては、お申し込みの受け付けは終了しています。来年度の募集に関しては、基礎研修Ⅱ及び基礎研修Ⅲに関しては、年度末ごろに受講対象者にご案内ができる予定です。基礎研修Ⅰは来年度4月ごろをめどに募集を行う予定です。しばらくお待ちください。

今後の研修日程

研修名	日時	場所
共通基盤研修	9月3日、 4日	5,000円 (※両日共通です)
倫理綱領活用研修	12月3日	3,000円
実践発表大会	3月4日	無料

編集後記

北海道七飯町の山道で7歳の少年が一時行方不明となる出来事が起こったことは記憶に新しいがこの出来事を速報で伝えるメディアには「行きすぎたしつけでは…」という趣旨のフレーズが並んだ。親であれば誰も「しつけ」という三文字を考えたことがありだと思いが、単に善し悪しを論じるのではなくこの出来事を通し、社会が「親子の関係」、「教育とは」、「しつけとは」そんなことを考える大きなきっかけとなればと切に願っている…。

子供が悲しい出来事や事件に遭うたびに燭台の灯りをそっと両手で包むように引いている詩がある。

小欄でも幾度となく引いているが、お叱りを頂いてしまうことを覚悟で今一度よせたい。

宮中歌会始めの選者も務めた歌人の河野さんに、幼いわが子を思う親心

を詠んだ一首がある。〈朝に見て昼には呼び夜は触れ確かめをらねば子は消ゆるもの) 顔を合わせ、名前を呼び、抱きしめる。一時でも目を離すことがあるものなら、わが子はどこかに行ってしまうかもしれない。親ならば、誰しもが抱く自然な心情であろう。また、河野さんには育児の喜びを詠んだ歌もある。(しつかりと飯を食はせて陽にあてしふとんにくみて寝かす仕合せ) この仕合せ(幸せ)は、親がこどもに温かいご飯を食べさせて、お日様にあてた「ふかふか」のお布団に寝かせてあげることができる、ごくごく日常のありふれた親としての幸せを詠んだ心温まる一首である。

「親」として、「社会福祉士」として、何ができるのか、次世代を担うこともたちの笑顔を守っていけるのか、いまふたたび自分に問うてみたい…。

最後に少年よ、君が無事であったニュースを伝えた日の夜、縁なき多くの人々が見つめたその瞬間の景色が少し滲んで見えていたことを忘れな

いで欲しい。(広報委員長：日向 明)